

～外貨関連～

国家金融監督管理総局、 『自動車金融会社管理弁法』を改定、 出資条件引き上げへ、事業内容の調整も

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

国家金融監督管理総局は、2023年7月14日付で改定後の『自動車金融会社管理弁法』（国家金融監督管理総局令2023年第1号）を公布し、同年8月11日より施行します。同弁法の改定は2008年以来15年ぶりで、自動車金融会社の設立条件や出資者の資格要件を引き上げたほか、業務範囲、リスク管理、コーポレートガバナンスなどの面で大きな改定を行いました。

自動車金融会社の最低資本金を従来の5億元相当から10億元相当へ引き上げました。出資者について、非金融機関の場合、総資産の要件を撤廃しましたが、直近1会計年度の売上高につき、500億元相当以上を求め、旧法（50億元相当以上）よりハードルを大幅に引き上げました。支配株主¹の要件として、「直近1会計年度末の純資産が総資産の40%を下回らない」「直近3会計年度連続で黒字を計上」「エクイティ投資残高は原則として当該企業の純資産の40%（今回の投資額を含む）を超えてはならない」を追加しました。ノンバンクの場合、従来の最低資本金3億元相当に加え、エクイティ投資残高や主な出資者²の関連経験などの要件も加えました。また、出資者が自己資金で出資することを明確にしました。

業務範囲については、下記の通り調整が行われました。詳細については、次頁をご参照ください。

- 資金源の多様化：受け入れる定期預金の対象範囲を、従来の「国外株主とそのグループが全額出資する中国国内子会社並びに国内株主」から「株主及びそのグループの親会社並びに持株子会社」へ拡大、定期預金の期間要件（3カ月以上）を撤廃、通知預金の取り扱いを可能に
- 業務内容の豊富化：自動車付加物³に係る貸出、ファイナンスリース業務を追加。ファイナンスリース業務につき、セールアンドリースバック方式を解禁。貸出対象はアフターサービス業者まで拡大。一方、従来の「許可を受け、自動車金融業務関連の金融機関へのエクイティ投資業務」を削除、一定の条件を満たせば「資本証券の発行、資産証券化業務、リスクヘッジ業務」を可能に

¹ 支配株主とは、『中華人民共和国公司法』第216条の規定に基づき、その出資額が有限責任会社の資本総額の50%以上を占めるか、又は保有する株式が株式会社の株式総数の50%以上を占める株主を指す。出資額又は持分の割合が50%未満であるが、その出資額又は持分に依る議決権が、株主会又は株主総会の決議に重大な影響を及ぼす株主を指す。

² 主な出資者とは、出資額が最大で、かつ出資額が設立予定の自動車金融会社の資本総額の30%を下回らない出資者を指す。

³ カーナビやカーフィルム、充電スタンド、バッテリーなどの付属物に加え、保険、ソフトウェアなど自動車使用と関連するサービスを含む。

□ 海外進出：国外における子会社の設立を許可

リスク管理の面では、流動性管理指標を設けたほか、付加物融資金額は付加物の販売金額の80%を超えてはならず、販売金額が20万円を超える場合、融資金額は販売金額の70%を超えてはならないことを決めました。

【図表1】出資者資格要件における主な変更点

	旧法	新法	備考
出資者資格要件	出資者は中国国内外で法に基づき設立された <u>企業法人</u> 。主な出資者は完成車の生産又は販売企業 <u>或いはノンバンク金融機関</u> でなければならない	出資者は中国国内外で法に基づき設立された <u>非銀行企業法人</u> 。主な出資者は <u>完成車生産企業</u> 又は <u>ノンバンク金融機関</u> でなければならない	銀行は出資してはいけないことを明記、主な出資者の業種から完成車販売企業を除外
	出資者の少なくとも1社は5年以上の豊富な自動車金融業務管理とリスク制御経験を有する。前項の条件を備えていない場合、少なくとも専門管理チームを導入しなければならない	出資者の少なくとも1社は5年以上の豊富な自動車ローン業務管理とリスク制御経験を有する。或いは専門管理チームを導入し、 <u>その中に豊富な自動車金融経験を有する高級管理者とリスク管理専門人員が少なくともそれぞれ1名が必要</u>	専門管理チームの人員配置及びそれぞれの資格条件を明確化
出資者が非金融機関の場合	直近1年間の総資産が80億元相当以上、年間売上高が50億元相当以上（連結ベース）	直近1会計年度の売上高が <u>500億元相当以上</u> 。主な出資者が <u>自動車金融業務の発展を支えられる十分な自動車生産・販売規模を有する</u>	総資産要件を撤廃、売上高の金額基準を大幅に引き上げ、主な出資者に対して一定の生産・販売規模も要求
	直近1年末の純資産が資産総額の30%以上（連結ベース）	直近1会計年度末の純資産が総資産の30%以上。 <u>支配株主の場合、最近1会計年度末の純資産が総資産の40%以上</u>	支配株主に対し、純資産対総資産の比率をより高く要求
	業績が良好で、直近2会計年度連続で黒字を計上	業績が良好で、直近2会計年度連続で黒字を計上。 <u>支配株主の場合、最近3会計年度連続で黒字を計上</u>	支配株主に対し、黒字計上の連続年数をより長く要求
	出資金の出所は真実かつ合法。借入金、他人からの委託資金は出資金に充当してはいけない	出資金は <u>自己資金</u> で、借入金、他人からの委託資金は出資金に充当してはいけない	自己資金による出資を明確化
	—	エクイティ投資残高は原則として当該企業純資産の50%以下（今回の投資額を含む）。支配株主の場合、原則として当該企業純資産の40%以下（今回の投資額を含む）。国务院が規定する投資会社と持株会社を除く	エクイティ投資残高の要件を新規追加
3年以内に持分を譲渡しないこと（中国銀監会が法に基づき譲渡するよう命じる場合を除く）を承諾し、合わせて設立予定会社の定款に明記する	<u>主要株主⁴が持分取得してからの5年以内に持分を譲渡せず、持分で質権設定もしくは信託設立をしないことを承諾し、合わせて設立予定会社の定款に明記する</u>	持分譲渡禁止対象を出資者から主要株主へ変更、年数を3年から5年に延長、持分による質権設定、信託設立を禁止	

（『自動車金融会社管理弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

⁴ 主要株主とは、自動車金融会社の5%以上の株式若しくは議決権を保有若しくは支配し、又は資本総額若しくは株式総数の5%未満を保有しているが、自動車金融会社の経営管理に重大な影響を与える株主を指す。

【図表1】出資者資格要件における主な変更点（続き）

	旧法	新法	備考
出資者がノンバンクの場合	出資金の出所は真実かつ合法である	出資金は自己資金である	自己資金による出資を明記
	—	良好なコーポレートガバナンス構造と内部制御メカニズム、健全なリスク管理システムを有する。 <u>主な出資者が5年以上の自動車消費ローン業務管理及びリスク制御経験を有する</u> エクイティ投資残高は原則として当該企業純資産の50%以下（今回の投資金額を含む）	ノンバンクの出資者に対し関連経験、エクイティ投資残高などの要件を新規追加
	3年以内に持分を譲渡しないこと（中国銀監会が法に基づき譲渡するよう命じる場合を除く）を承諾し、合わせて設立予定会社の定款に明記する	主要株主が持分取得してからの5年以内に持分を譲渡せず、 <u>持分で質権設定もしくは信託設立をしないことを承諾し、合わせて設立予定会社の定款に明記する</u>	持分譲渡禁止対象を出資者から主要株主へ変更、年数を3年から5年に延長、持分による質権設定、信託設立を禁止

（『自動車金融会社管理弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

【図表2】業務範囲などにおける主な変更点

	旧法	新法	備考
業務範囲	中国銀監会の許可を受け以下の人民元業務の一部又は全部を取り扱える	以下の人民元・外貨業務の一部又は全部を取り扱える	外貨業務の取り扱いも可能に
	国外株主とそのグループが全額出資する中国国内子会社並びに国内株主から期間3カ月以上の定期預金の受け入れ	株主及びそのグループの親会社並びに持株子会社の定期預金又は通知預金の受け入れ	受け入れる定期預金の対象範囲を拡大、期間要件を撤廃、通知預金の受け入れを可能に
	自動車仕入れ資金の貸出に係る自動車ディーラーからの保証金及び自動車リースに係るレシーからの保証金の受け入れ	貸出に係る自動車ディーラー及びアフターサービス業者からの保証金及び自動車リースに係るレシーからの保証金の受け入れ	アフターサービス業者からの保証金の受け入れも可能に
	許可を受け、金融債券の発行	非資本類債券 ⁵ の発行	金融債券から非資本類債券へ変更
	購入者向け自動車ローン業務、ファイナンスリース業務（セールアンドリースバックを除く）	自動車及び付加物に係る貸出業務及びファイナンスリース業務	対象範囲に付加物を追加、セールアンドリースバック方式を解禁
	ディーラー向け自動車仕入及び営業設備購入に係る貸出業務。展示場建設、部品及びメンテナンス設備仕入に係る貸出などを含む	ディーラー及びアフターサービス業者向け貸出業務。在庫仕入、展示場建設、部品及びメンテナンス設備仕入に係る貸出などを含む	アフターサービス業者向けの貸出業務を追加
	金融機関を相手に自動車ローン及びファイナンスリースに係る売掛金の譲渡或いは買戻し	自動車及び付加物に係る貸出及びファイナンスリース資産の譲渡又は譲受	譲渡先と譲受先は「金融機関」に限定しない

（『自動車金融会社管理弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

⁵ 金融債券は用途に基づき資本補充用債券と非資本補充用債券に分けられる。新法で非資本類債券を明記した目的は、負債による資本補充をしてはいけないことを強調することにある。

【図表2】業務範囲などにおける主な変更点（続き）

	旧法	新法	備考
業務範囲	許可を受け、自動車金融業務に係る金融機関へのエクイティ投資業務	—	自動車金融会社を主力事業に注力させるために、この文言を削除
	—	条件を満たす自動車金融会社は、国家金融監督管理総局及びその出先機関に以下の人民元・外貨業務の一部又は全部の取り扱いを申請することが可能 > 資本証券の発行 > 資産証券化業務 > リスクヘッジ業務 > 国家金融監督管理総局が承認したその他の業務	新規追加
主要株主義務	—	必要に応じ、主要株主による自動車金融会社の資本補充、支払困難になった際の流動性支援を会社定款に明記する	主要株主による資本補充、流動性支援を明文化
情報開示	—	毎年4月末までに同社ウェブサイトなどで基本情報、財務会計報告、リスク管理情報などを社会に開示すべき	新規追加
リスク管理	自己資本比率が8%以上、中核的自己資本比率が4%以上	> 自己資本比率、レバレッジ率が国家金融監督管理総局の最低監督管理要求を下回らない > 流動性比率は50%以上	流動性比率指標を新規追加

（『自動車金融会社管理弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

留意点・所見

新法では、出資者の資格条件を大幅に引き上げ、特に主な出資者や支配株主、主要株主に対しそれぞれ要件を追加したことにより、業界進出のハードルが高まります。一方、既存自動車金融会社にとって、資金源の拡充や、業務範囲及び対象範囲の拡大（オートバイを対象範囲に追加）がビジネスチャンスとなるので朗報とも言えます。ただし、業務展開の際、以下の点をご注意ください。

- > 真実な貿易取引に基づき貸出業務とファイナンスリース業務を展開、資金の用途を厳格に管理
- > 付加物融資業務は自動車ローン又はファイナンスリース業務の顧客（ローン又はファイナンスリース契約終了・費用清算完了の顧客を含む）に限定
- > ファイナンスリース業務を展開する際、リース対象物の所有権を合法的に取得し、かつ国の関連規定に基づき登記・開示すべき
- > 保証金預金業務を展開する際、貸付金からの保証金の直接控除・徴収を禁止
- > 非資本類債券発行の際、弁済能力に合わせた発行計画を立て、調達資金の用途を国の関連規定に合致すること

また、新法では、自動車金融会社に対し関連外貨業務の取り扱いを認めましたが、外貨業務を展開する際、国家外貨管理局の関連規定順守の上、関連資格を取得する可能性があるためご注意ください。また、資本証券の発行、資産証券化業務とリスクヘッジ業務を展開する前に、『非銀行金融機関行政許可

事項実施弁法』に基づき条件を満たすか否かご確認ください。

なお、新法ではまだ明確にされていない点があるため、引き続き当局の動きをフォローする必要があります。

- 新法では、主な出資者が非金融機関の場合、「自動車金融業務の発展を支えられる十分な自動車生産・販売規模を有すること」は求められますが、生産・販売規模に関する基準が明確にされていません。
- 新法では、銀行を出資者としてはいけないこと、自動車販売会社を主な出資者としてはいけないことを明記しましたが、既存自動車金融会社の一部には銀行が出資しています。新法の施行により、銀行の持ち分をどう処理すべきか不明です。
- リスク管理について、従来自己資本比率8%以上、中核的自己資本比率4%以上と明確に規定しました。今回の改定で柔軟性を高め、国家金融監督管理総局の最低監督管理要求を下回らないとしましたが、現在のところ、具体的な数値は不明です。
- 当局の許可を受け、海外で子会社の設立が可能ですが、資格要件や申請プロセスなどは明確にされていません。



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 経

Tel：021-3855-8888 (Ext: 1183)

E-mail：hao.jing@mizuho-cb.com

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。